

せんのりきゅう
千利休

茶道を大成したわび茶の祖

千利休は大永2（1522）年、堺の倉

庫業を営んでいた富商の長男として生
まれた。16歳頃から商人の教養として
茶の湯を習い始め、19歳で家業を継ぐ
と、南宗寺に参禅し、茶禅一味の修行
に励んだ。

利休は、信長や秀吉に仕えながら茶
道を大成しました。しかし、茶道に対
する考え方の違いもあり、秀吉との良
好な関係は長続きしませんでした。最
後は秀吉に切腹を命じられ、茶の道に
捧げた生涯を閉じました。



写真出典
堺市博物館

さかい利晶の杜では、「千利休茶の湯
館」が設置されており、利休と堺のま
ちに関わった人々を画像と音声で学ぶ
ことができます。なお、利休の音声解
説は、堺市出身の歌舞伎俳優・片岡愛
之助さんが務めています。

賛助会員を募集しています

権利擁護活動を資金的に援助して
いただけの方を募集しています
3,000円/口より

ゆうちょ銀行 00920-4-251151 特定非営利活動法人 NPO かんなびの丘

ご寄付のお願い

成年後見制度や財産管理の普及啓
発に活用するご寄付をお願いして
います。

切手・印紙を販売しています

切手や収入印紙を取り扱っていま
す。売上的一部分が販売手数料とな
ります。この全額を権利擁護活動に
活用しています。

新型コロナのため外出ができない
ので、息子と紙飛行機作りにはまつ
ています。遠くまで飛ぶもの、長く
飛ぶもの。小さい部屋ではすぐに壁
にぶつかってしまいます。早く外で
飛ばしたい。 【北中】

特定非営利活動法人 NPO かんなびの丘
発行者：白土 隆司／編集者：北中 大輔

〒591-8032

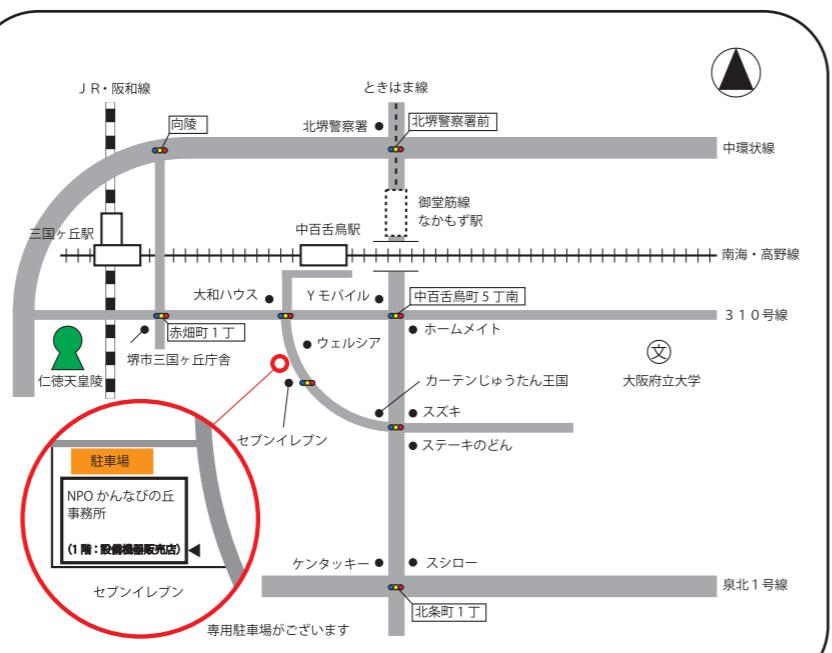
大阪府堺市北区百舌鳥梅町1-18-1

TEL.072-255-6336 FAX.072-205-5050

E-mail info@kannabi.jp

URL http://kannabi.jp

笑顔のためにできることのすべてを



笑顔のためにできることのすべてを

CAN NAVI

第26号（2021年6月1日発行）

特定非営利活動法人NPOかんなびの丘

成年後見人は誰が担うべきか

このテーマは、本誌第21号でも少
し触れましたが、もう一度考えてみ
たいと思います。現在、2020年1月～
12月の間に成年後見制度の活用は
37,235件（任意後見を含む）ありま
した。対前年比約3.5%の増加となっ
ています。特徴的なのが成年後見類型
は対前年比が減少（0.4%）している
のに対して、保佐類型（11.6%）、補
助類型（30.7%）は大幅に増加してい
ます。2020年12月末日時点で成年後
見制度を活用している方は232,287人
となっています。

では、誰が後見人等になっているか
を見てみると、下記の表の通りです。
親族が後見人等になる割合は前年
21.8%から19.7%に減少しています。
また、親族が候補者として申立を行
った割合が約23.6%なので、実際に後
見人等になれなかつたケースも一定数
存在していることが分かります。

	2020年	2019年
合計	36,764件	35,723件
親族	7,242件（19.7%）	7,782件（21.8%）
親族以外	29,522件（80.3%）	27,941件（78.2%）

最高裁判所と専門職団体との間で【ア】

【イ】共有した適切な後見人等の選任・
交代の在り方についての基本的な考
え方は次の3通りです。

① 身上保護の観点も重視すると、親族等の候
補者がいる場合は選任の適否を検討し、本
人のニーズ・課題に対応できると考えられ
る時は、その候補者を選任することが望ま
しい。

② 中核機関等による親族後見人の支援機能の
充実が重要であり、後見人支援機能が十分
でない場合は専門職による親族後見人の支
援を検討する。

③ 本人のニーズ・課題や状況の変化等に応じ
て柔軟に後見人の交代や追加選任を行う。

①は本人をよく理解しているのは親
族です。ただ、後見人は親族としての
視点ではなく、本人の視点が必要とな
ります。その線引きが難しいケースが
あります。そこをフォローするのが②
や③になるのでしょうか。

③に関して、当法人のケースをご紹
介します。当法人においても必要に応
じて交代を行っています。受任した
ケースとしては、法的な支援が必要な
くなったとして弁護士から交代したも
のがあります。辞任したケースとし
ては、施設入居に伴い後見活動が軽減し

【前ページ続き】

親族へ交代したもの、複雑かつ解決に時間を要する相続が発生したため弁護士へ交代したもの等があります。後見活動は、同じ人・法人が一貫して支援を行うメリットもありますが、本人の状況に応じて相応しい者が支援を行なうことが適切だらうと感じます。その際、引継ぎを丁寧に行なう、(親族の場合)継続的なフォローを行う等は必要になると思います。その点で②は重要だと思います。[↗]

[↗] 一時、親族後見人による不正や報告漏れ等が成問題となりましたが、適切な支援を受けることができれば改善されると思います。年後見制度が始まって 20 年以上が経過します。より良い支援を模索する動きに終わりはありません。以下参照：
成年後見関係事件の概況（最高裁判所事務総局家庭局）
成年後見制度利用促進専門家会議資料
成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書

事業報告（2020 年度後期）

成年後見事業

後期は新規受任 8 名、登記終了 2 名となりました。申立支援としてはコロナの影響を大きく受けずに行えました。しかし、面会については可否に関わらず、やむを得ない場合を除き控えさせて頂いたため、どのような状況下でも身上監護を十分に行える方法を模索しながらの支援となりました。また財産管理についても持参以外の方法を利用するように努めました。

自立支援事業

後期に新たに 7 名の方と契約を行い、サービスの提供を開始しました。一方、10 名の方との契約が終了しました。行政や地域包括支援センター等から多くの相談をいただいているが、コロナ禍の中での対応もあり十分にお応えできていない状態にあります。今後も関係機関と連携して対応してまいります。

第三者評価事業

昨年度の第三者評価事業は、6 月後半からのスタートでした。当評価機関に所属し、昨年度中に従事した評価調査者は 10 名です。前期は [障がい・その他分野] で 6 件、[社会的養護分野] で 2 件を実施、後期は [障がい・その他分野] で 2 件、[社会的養護分野] で 7 件の実施でした。通期で [障がい・その他分野] で 8 件、[社会的養護分野] で 9 件と、昨年度中に実施した全評価件数は 17 件です。

社会的養護分野では、予定していた評価中 4 件が新型コロナウイルス感染拡大の影響から受審時期延期の申し出があり、当年度に繰り越されました。その影響もあって、当年度はほぼ前年度並みの評価件数が見込まれ、4 月中に実施済みのものを含め、[障がい・その他分野] 6 件、[社会的養護分野] 11 件（計 17 件）の評価を計画しています。

人権啓発事業

前期同様、医療福祉機構(WAM)より助成を受けて金銭管理サービスの普及に取り組みました。大阪府内の事業所にハンドブックや啓発グッズ（カレンダー等）をお送りして啓発を行いました。

通常総会の開催について

- ・今年度の通常総会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、昨年に引き続き会員にお集まりいただく形での総会は開催しないこととなりました。
- ・「みなし社員総会決議」という形で行います。
- ・正会員のみなさまには意思表示書をお送りします。

新型コロナウイルスのワクチン接種

成年被後見人へのワクチン接種について、厚生労働省は「原則として、成年被後見人本人の同意に基づき接種が行われる必要がある。同意が確認出来ない場合には、家族や医療・ケアチーム等、本人の周りの方と相談しながら判断する」としています。

当法人では、本人の同意が確認できない場合は、ご家族と相談した上で判断します。また、相談できるご家族がない場合は関係者と相談を行います。

一方、被保佐人や被補助人の場合は、保佐人や補助人が予防接種法上の保護者となることができないため、本人に分かりやすく説明した上で本人に判断していただくようにしています。



相談室 Q&A 「成年後見制度と相続（その 2）」

Q. 「保佐人がついていた方（被保佐人）が亡くなった場合、保佐人は葬儀や埋葬までしてくれますか？」

A. 残念ながら保佐人にはその権限はありません。原則として、被保佐人が亡くなった時点で保佐活動は終了となります。これは成年後見人も同じです。ただ、死亡届の提出は行なうことができます。

成年後見人に限って、①火葬や埋葬、②債務弁済、③本人が入所施設等に残置していた動産等に関する寄託契約 [↗]

[↗] の締結、④電気・ガス・水道の供給契約の解約といった死後事務は裁判所の許可を取った上で行なうことができます。成年後見人以外は行なうことができません。

これらの死後事務は本来相続人が行なうものです。そのため、保佐人は相続人を探すことになります。

成年後見制度や財産管理等権利擁護に関するご質問やお悩みがありましたらお気軽にご相談ください。なお、いただきましたご質問等は個人情報等に配慮した上で本誌に掲載する場合がございます。